

## 下水道事業關係資料

# 【 1 】 2 市村における下水道事業の現況について

浜益村については下水道事業未実施のため該当なし

## 石狩市

67,070人

51,708人

15人

昭和52年1月31日

### 公共下水道事業

市町村が事業主体となつて行う最も一般的な下水道。主として市街地の雨水を排除し、汚水を終末処理場で処理して河川に放流する。

### = 事業概要 =

計画処理人口

現在処理人口

職員数

供用開始日

事業区分

## 厚田村

1,410人

958人

2人

平成15年9月1日

### 特定環境保全公共下水道事業

公共下水道のうち、計画排水人口が10,000人以下で、市街化区域以外における水質保全・自然環境の保全を目的として設置される下水道。

### = 下水道料金 =

#### 従量使用料制

990円(税込み)

10~30m<sup>3</sup>まで

120.<sup>75</sup>円/m<sup>3</sup>(税込み)

30m<sup>3</sup>を超える部分

175.<sup>35</sup>円/m<sup>3</sup>(税込み)

#### 料金算定方法

基本料金(一般家庭)

石狩市：10m<sup>3</sup>まで

厚田村：5m<sup>3</sup>まで

#### 超過料金

(1m<sup>3</sup>につき)

#### 従量使用料制

850円(税込み)

5m<sup>3</sup>を超える部分

180円/m<sup>3</sup>(税込み)

### = 料金比較 =

1,593円(税込み)

2,197円( )

5,158円( )

1ヶ月15m<sup>3</sup>使用

" 20m<sup>3</sup>使用

" 40m<sup>3</sup>使用

2,650円(税込み)

3,550円( )

7,150円( )

特別会計方式

### = 会計方法 =

特別会計方式

## 【 2 】 経営状況

### ( 1 ) 過去の状況

右表は、過去3年間( H12～14 ) **決算額 ( H12～14 )** (単位：千円) の決算状況である。

石狩市の収支については、258,644 千円の収支不足となっている。(ただし、不足相当分については、基準外繰入金により財源補填)

厚田村については、平成15年度供用開始のため該当なし。

	石 狩 市	厚 田 村
収入累計 <sup>注1</sup> A	3,621,988	平成15年度供用開始のため該当なし
支出累計 <sup>注2</sup> B	3,880,632	
収支過不足額 A-B	<b>258,644</b>	
収入割合 A/B	0.933	

### ( 2 ) 今後の見通し ( H17～26 )

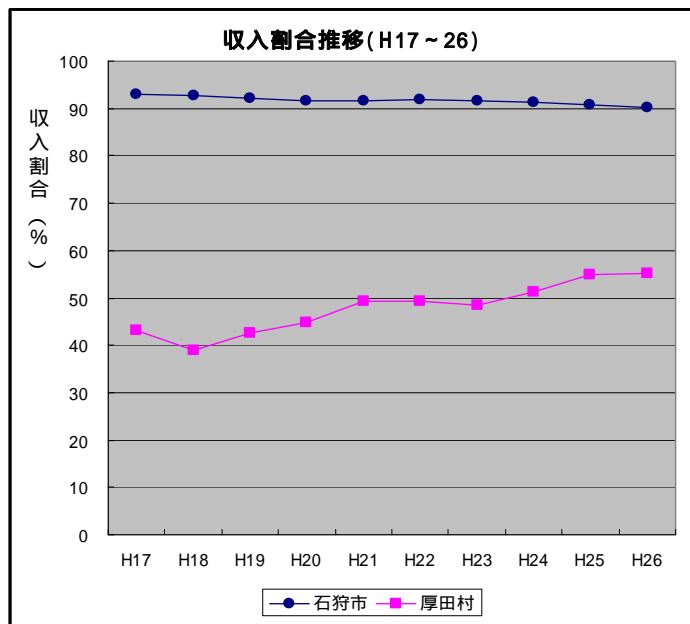
右表は、2市村の現行の使用料体系で今後10年間の経営収支状況をシミュレーションしたものである。

両市村の支出に対する収入の割合は、2つの下水道事業の特性の違いから、石狩市が91.6%、厚田村が47.8%となっており、経営状況に大きな格差がある。(特定環境保全公共下水道は、その性格から独立採算は難しい)

また、下段のグラフは、年度毎の収入割合の推移を表したものである。

**経営収支シミュレーション** (単位：千円)

	石 狩 市	厚 田 村
収入累計 <sup>注1</sup> A	13,140,437	362,937
支出累計 <sup>注2</sup> B	14,339,257	759,637
収支過不足額 A-B	<b>1,198,820</b>	<b>396,700</b>
収入割合 A/B	0.916	0.478



注1・・・下水道使用料 + 一般会計繰入金  
(基準内)

注2・・・維持管理費 + 起債償還費

### 【 3 】 合併する場合の課題について

---

会計・料金の統一

2市村における会計・料金を統一することが好ましいが、



経営規模が異なる  
下水道事業の性格が異なる  
事業着手年度が異なる などにより

2市村の会計は、ともに収支不足の状況にあり、経営状況を示す「収入割合」に大きな格差があることから、統一にあたっては経営の健全化に向けた検討が必要であること。

2市村の料金には、大きな格差があることから、料金の統一を図る場合には、経営の健全化や利用者の負担を考慮する必要があること。

### 【 4 】 合併する場合の検討

---

会計・料金の統一

会計を統一し、石狩市の料金に統一する場合は、収入割合が低下し、収支不足が拡大する。 『経営の悪化』  
会計を統一し、健全な経営を踏まえた料金に統一する場合にあっても、石狩市の利用者の大きな負担増となる。



2つの特別会計及び料金は、合併時現行のとおりとする。

### 【 5 】 合併後の姿について

---

施設については、処理場を始め、管きょ・ポンプ場等の各施設を新市で管理する。  
経営については、2つの特別会計において健全化に努め、会計や料金のあり方について検討を行うものとする。